

平成26年度 東京都立深沢高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月28日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり。
- (2) いじめられた生徒を守り、生徒の取組を支える。
- (3) 学校一丸となって取り組む。
- (4) 社会総がかりで取り組む。

2 学校及び教職員の責務

東京都立深沢高等学校（以下「本校」という。）及び本校の教職員はいじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- (ア) いじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- (ア) 未然防止
- (イ) 早期発見
- (ウ) 早期対応
- (エ) 重大事態への対処

ウ 会議

- (ア) 原則としてスクールカウンセラーの出勤日に併せて実施する。

エ 委員構成

- (ア) 校長
- (イ) 副校長

- (ウ) 生活指導主任
- (エ) 学年主任
- (オ) 養護教諭
- (カ) スクールカウンセラー
- (キ) その他、校長が必要と認める者（担任、部活動顧問、保護者等）

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

(ア) いじめ問題の複雑化・多様化に伴う生徒の問題行動への対応において、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

- (ア) 未然防止の支援
- (イ) 早期発見の支援
- (ウ) 早期対応の支援
- (エ) 重大事態への対処の支援

ウ 会議

(ア) 原則として学期に1回、スクールカウンセラーの出勤日に併せて実施する。

エ 委員構成

- (ア) 校長
- (イ) 副校長
- (ウ) 生活指導主任
- (エ) 学年主任
- (オ) 養護教諭
- (カ) スクールカウンセラー
- (キ) P T A
- (ク) 警察職員
- (ケ) その他、校長が必要と認める者（担任、部活動顧問、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、児童相談所職員、子ども家庭支援センター職員等）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア ホームルーム担任は、学級経営の責任者であり、いち早く教室内の生徒の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚しなければならない。とりわけ問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、生徒から信頼され、相談されやすい担任として、生徒との人間関係を構築する。

イ 一人ひとりの教員が「いじめ防止学習プログラム」を活用しショートホームルームや授業、総合的な学習の時間、特別活動等で扱うなど、学期始めを中心に年3回は生徒が「いじめに関する授業」を受けられるよう実施する。

ウ 学校は、生徒会等により行われる「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。

(2) 早期発見のための取組

ア 生徒の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、生活意識調査を実施する。

イ 学校は、生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する第1学年については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

ウ 学校は随時、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことやホームルーム、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

エ 学校は、学級経営を担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒たちを見守っているというメッセージを発する。

オ 学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、生徒に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、生徒たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

カ 学校は、生徒が学校にいじめの相談をしやすいようにするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置する。

キ 学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、校長講話やホームルーム活動などの様々な機会を通じ、生徒たちに働き掛ける。

ク 学校は、教職員が生徒たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から生徒の変化に関係する情報を付箋等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。

ケ 学校は、生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者についても、いじめの加害・被

害の状況を転出先の学校に連絡する。特に中学校でのいじめが高等学校で継続することもあるため、入学前に中学校から情報収集を行う。

コ 学校はファイリングや生活意識調査等を通じて把握した、いじめに係る情報を速やかに職員会議等により、学校全体で組織的に共有する。

サ 学校は全ての教員により月初めに「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察を行い、学校いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有し取り組む。

イ いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアを行う。

ウ 学校は、被害生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや朝の打ち合わせ等を利用した被害生徒の情報の共有等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、被害生徒やその保護者のケアを行う。

エ 学校は、加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害生徒への指導の充実を図る。なお、加害生徒の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害生徒の保護者への助言を行う。

オ 学校は勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

カ 学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちがいじめを目にしたときには、加害生徒にいじめをやめるよう働き掛けるとともに、被害生徒をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、校長講話やホームルーム活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働き掛ける。

(4) 重大事態への対処

ア 学校は、被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断

なく見守る体制を構築するほか、被害生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また被害生徒が帰宅した後も、教員が保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は積極的に状況を把握する。

イ 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害生徒の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 学校は、必要に応じて児童相談所その他の関係機関等に依頼をし、家庭訪問等を通じて福祉の専門的な観点から被害生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害生徒とその家庭を支援する。

エ 学校は、被害生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

オ 学校は、被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行うことについて、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る。

カ 学校は、加害生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。

キ 学校は、加害行為の背景には、例えば加害生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

ク 重大事態への対処の際、学校は積極的に説明責任を果たす必要があること、また憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要のあることから、東京都教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

ケ 重大事態に至るケースにおいては、加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

コ 学校は、重大事態の発生等について東京都教育委員会へ速やかに報告し、一体となって対応する。

サ 重大事態においては、間断なく生徒たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守り、巡回を依頼する。

5 教職員研修計画

- (1) 原則として学期に1回、年3回以上は校内で行う。
- (2) 東京都教育委員会作成の「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用する。
- (3) 研修内容
 - ア いじめ問題の見方・考え方
 - イ いじめの未然防止に向けた学校の対応
 - ウ いじめの早期発見
 - エ いじめの早期発見のための情報共有の工夫
 - オ いじめの早期対応と校内体制
 - カ 保護者・地域との連携
 - キ スクールカウンセラーとの連携
 - ク 相談環境の充実
 - ケ 生徒との効果的な面接の実施
 - コ 警察との連携
 - サ 事例研究
- (3) 研修方法
 - ア 講義
 - イ 演習
 - ウ DVD視聴
 - エ その他、最も有効な方法で行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- (2) 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。
- (3) 保護者は、都や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (4) 保護者は、いじめの情報を得た場合には学校に速やかに連絡、相談するなど学校による、いじめの防止等の取組に協力するよう努める。
- (5) いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

- (6) 東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究報告書」によれば、生徒がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げていることから、学校は、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (7) 保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。
- (8) いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。
- (9) P T Aの役員等が被害・加害生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (2) 学校は暴行や金銭強要等の犯罪行為や虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と情報を共有し、対応策を協議する。
- (3) 学校は、深刻ないじめの原因の一つとして、被害生徒や加害生徒の家庭に虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。
- (4) 学校は、個人情報取扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置しているいじめ等の問題解決支援チームを積極的に活用する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 取組状況を検証するため「いじめ総合対策チェックシート」を活用し、定期的に学校運営連絡協議会で、いじめ防止基本方針の取組状況の点検・評価を必ず実施する。
- (2) いじめ防止基本方針の見直しは学校評価に基づき行う。